25　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—								
（略）									
（略）									

（注）

1～3　（略）

（記載上の注意）

1～13　（略）

14　「23　証券化」の「ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ要件を満たすエクスポージャー、「非ＳＴＣ要件適用分」は適格ＳＴＣ不適用となったエクスポージャーを対象とする。

15　「25　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。「信用リスク削減効果適用前の資産の額」にはリスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額を記載する。当該エクスポージャーの額には、対象の事業体に対する出資枠の未引出額等のオフ・バランス取引の与信相当額も含めること。

16～18　（略）

（付表２）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	掛目（%）	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1～12　（略）							
13　証券化エクスポージャーに係る適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分	0～100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	一						
合計	—						

25　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—								
（略）									
（略）									

（注）

1～3　（略）

（記載上の注意）

1～13　（略）

（新設）

14　「25　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

15～17　（略）

（付表２）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表

（単位：千円）

項目	掛目（%）	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1～12　（略）							
13　証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0～100						
14　上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100						
合計	—						

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日